

# 真菅北幼稚園と耳成西幼稚園の再編に伴う 公私連携幼保連携型認定こども園の開園について

## 1. 再編の現状

令和5年3月に策定した「檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」に基づき、真菅北幼稚園と耳成西幼稚園の再編を進めております。保護者の就労状況に関わらず利用することができる幼保連携型認定こども園を、真菅北幼稚園の敷地内で令和9年度に開園する予定です。

新しい認定こども園は「公私連携」手法を用いており、公私連携手法とは、認定こども園の運営を行う民間事業者（学校法人か社会福祉法人）と市が協定書を締結することで、公私連携法人として指定し、指定された公私連携法人が認定こども園の運営を行う手法です。運営にあたっては、協定内容に沿った保育・教育を提供してもらいます。

公私連携法人へ認定こども園の運営が移行後も、良質な保育を提供していくためには、実績のある優良な法人を選定する必要があります。そこで、学識経験者や保護者代表等で構成した「公私連携法人指定審査委員会」による公私連携法人の選定を行い、社会福祉法人アタラシイカタチを公私連携法人として指定し、協定書の締結に至りました。

### <協定書のポイント>

社会福祉法人アタラシイカタチと締結した協定書には、これらの事が謳われています。

- ・第1条では、「保護者をはじめ地域に開かれた魅力ある認定こども園の運営」に市と公私連携法人が協力して取り組む事。
- ・第7条では、保護者、公私連携法人、市の三者で組織する三者協議会を設置する事。
- ・第10条と第11条では、今まで市が行ってきた「保育・教育」や「特別支援教育」を公私連携法人に継承し、引き続き実施してもらう事。
- ・第39条と第40条では、市が認定こども園の運営に必要と判断した時には、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき立ち入り検査を実施し、勧告を行い、指定を取り消し、協定を解除できる事。
- ・第42条では、国籍、信条、社会的身分、経済状況、発達の程度、支援の必要性等を理由に不当な取扱いをしてはならない事。

上記の内容以外にも、公私連携幼保連携型認定こども園を運営していく上で必要と思われる事を網羅しています。

## 2. 新しい認定こども園について

令和9年度に開園する幼保連携型認定こども園とは、保育・教育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った、1号認定（幼稚園的な利用）、2号認定（保育が必要な児童で3～5歳児）、3号認定（保育が必要な0～2歳児）のすべてが利用できる施設です。1号認定は3歳児より入園でき、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。また、預かり保育や給食も利用でき、真菅北小学校区と耳成西小学校区にお住まいの方が対象となります。2、3号認定は、市内全域にお住まいの方が対象ですが、希望者が多数の場合は保育の必要性が高い方からの入所となります。また、2号認定については、入園後に保護者が就労等を辞めた場合でも、認定区分を変更することで、継続して通園することができます。

## 3. 三者協議会について

公私連携幼保連携型認定こども園の運営にあたっては、協定書の第7条で謳っている、保護者、公私連携法人、市で構成する三者協議会を設置し、開園前から運営等における諸課題の対応策を協議します。新たな保護者負担が発生する場合などは、三者協議会を開催し同意を得る必要があります。開園後についても定期的に三者協議会を開催し、諸課題等について協議します。また、三者協議会の開催は、公私連携法人だけでなく、保護者から申し出て開催することができます。

## 4. 再編スケジュール

真菅北幼稚園は令和6年度末に閉園し、真菅北小学校区の児童は、原則、耳成西幼稚園に通っていただく予定をしており、真菅北幼稚園跡地から耳成西幼稚園へ通園支援としてバスを走らせる予定です。

令和7年度に真菅北幼稚園舎を解体し、令和8年度に新しい認定こども園の園舎を建設、令和9年4月に新しい認定こども園を開園する予定です。

